

しつけに際しての体罰等に対する女子大学生の認識と その変容を促す方策の検討

An examination of female university students' changing awareness
of corporal punishment in child-rearing

児童学科 安藤 朗子
Dept. of Child Studies Akiko Ando

抄 録 2020 年 4 月より日本では養育者の体罰が法律で禁止されたが、将来子育て世代となる青年期の女子大学生が、子育てに際しての体罰等についてどのような意識をもっているのかを把握することを目的として調査を行った。調査は、体罰としつけの違いや体罰が子どもに与える影響等に関する授業の前後に行い、意識の変化を考察した。授業前の調査の結果においては、「体罰」と「たたくこと」の容認度にずれがあること、さらにたたく行為の内容によって容認度が異なることが注目された。体罰の容認度には、子どもの人権についての認識やたたかれた経験が関連していることも明らかにされた。授業後の調査からは、学生は、授業によって、体罰としつけの違いや体罰によらない子育ての重要性を認識することができたようであった。また、しつけと体罰の違い、子どもの人権などの正しい知識を学齢期などのもっと早い時期に学ぶ必要性が示唆された。

キーワード：女子大学生、子育て、体罰禁止、体罰の容認、子どもの人権

Abstract In April 2020, corporal punishment by caregivers was banned by law in Japan. This study surveyed female university students – who will be the generation that raises children in the future – to understand their level of awareness about corporal punishment in child-rearing. To examine changes in awareness, a survey was conducted before and after a class on the difference between corporal punishment and discipline and the effects of corporal punishment on children. The results of the pre-class survey showed that there was a gap between the level of acceptance of “corporal punishment” and “hitting” and that the level of acceptance differed depending on the type of the hitting act. It was also found that the level of acceptance of corporal punishment was related to the perception of children’s human rights and the experience of being hit. According to the post-class survey, students recognized the difference between corporal punishment and discipline and the importance of raising children without corporal punishment. The survey also showed the need to learn the difference between discipline and corporal punishment and the correct knowledge of children’s human rights at an earlier age, such as school age.

Keywords: female university student, child-rearing, corporal punishment ban, acceptance of corporal punishment, children’s human rights

1. 問題

1) 児童虐待の現状

わが国の児童相談所における児童虐待相談件数は、周知の通り年々増加の一途を辿っている。2020 年

の速報値は、20 万件を越し、相談件数の増加が問題となり始めた 1996 (平成 8) 年と比べると 50 倍にも増加している。また、新型コロナウイルスの影響により、現在はさらに子どもの虐待のリスクが高まっているとも言われている。

このような相談件数の増加に加え、2018年から2019年にかけて痛ましい虐待死事件が相次いで発生したことにより、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置を講ずることを目的に、2019年6月に「児童福祉法」や「児童虐待の防止等に関する法律」等の一部改正が成立し、2020年4月から、親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが条文に明記された。しかし、法律改正のニュースは報道されたものの、国内において体罰禁止についての認識は広まっているとは言えないことが問題である。

2) しつけに際しての体罰に対する認識

世界において最初に法律上で体罰を禁止したのは、1979年のスウェーデンである。その後少しずつ数が増え、日本は59番目の禁止国となった。

「体罰を廃止したスウェーデンの35年のあゆみ」によると、体罰に対する肯定的態度と体罰を用いる人の割合が、1960年代は前者が95%、後者が55%であったが、その後10年ごとの推移はどちらも着実に減少し、2011年は前者が7%、後者が4%となっている(セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン, 2014)¹⁾。さらに2018年には前者が1%、後者が2%となり体罰を容認する人はほとんどいない(Janson, J, 2018)²⁾。これらの数値の減少は、法律上で体罰を禁止したことのみによるものではなく、法律と広報キャンペーンの相乗効果によるものといわれている。具体的には、政府が、暴力を使わない育児法についての冊子を多くの言語に翻訳して配布し、牛乳パックに情報を印刷するなど代々の広報キャンペーンを行ったり、子育て中の親へのアドバイスや支援を行ったりするなどさまざまな啓発活動や対策を行ったことによると分析されている。

日本ではしつけに際しての体罰がどのように認識されているのであろうか。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが2017年に全国の20歳以上の2万人(男女各1万人ずつ)を対象に行った「子どもに対するしつけのための体罰等(体罰だけでなく、心を傷つける罰も含む)の意識調査」³⁾によると、体罰の行為の内容によってその割合に違いがみられるが、しつけのための体罰を容認する割合が約6割であった。体罰の法的禁止国となった日本においては、まずはこのような体罰を容認する意識を変革していくことが必要である。

2. 目的

近い将来子育て世代となる青年期の大学生は、しつけに際しての体罰等に対してどのような意識をもっているのかを把握すること、さらには体罰等の容認意識の変容を促すための方策を検討することを目的として本研究をおこなった。また、授業と関連させて調査を行うことで、児童虐待問題やしつけに際しての体罰等を自身の身近な問題と考える契機としてほしいというねらいも含んでいた。

3. 方法

- 1) 対象：日本女子大学の学生331名
内訳：学年：1年273名(82.5%)、2年49名(14.8%)、3年5名(1.5%)、4年4名(1.2%)
()は対象者に占める割合)
- 2) 調査方法：対象者専用の調査画面を用いて、体罰としつけの違いや、体罰が子どもに与える影響等に関する授業の前後にウェブ調査を行った。
- 3) 調査内容：子どもの権利条約の認知度と先述のセーブ・ザ・チルドレン・ジャパン作成の意識調査項目の中から、[しつけに際しての体罰等や、子どもの心を傷つける行為に対する認識(いずれも1.積極的にすべき、2.必要に応じてすべき、3.他に手段がないと思った時のみすべき、4.決してすべきでない、の4件法)]、[子どもの頃に親や身近な大人からたたかれた経験(1.日常的にあった、2.時々あった、3.1~2回あった、4.全くなかった、の4件法)]を授業前に、筆者の作成した「体罰等によらない子育ての実現をするためにどのようなことが考えられるか」についての自由記述項目を授業後に実施した。
- 4) 調査時期：2020年6月、10月。
- 5) 分析方法：対象者の単純集計やクロス集計等の統計処理を行うとともに、自由記述については、記載内容についてのカテゴリー分析を行った。また、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンによる全国大規模調査(以降、全国調査)との比較検討も行った。統計分析には、IBM SPSS Ver.25を使用した。

4. 倫理的配慮

調査の目的について説明し、回答は成績評価に反映しないこと、個人が特定されない統計的な処理、分析を行うことを伝えて実施した。

5. 結果

各調査項目の結果については、以下の通りであった。

1) 子どもの権利条約の認知度

子どもの権利条約についての認知度を表1に示した。「内容までよく知っている」は約2%であったが、「少し知っている」を含めると約3割であった。「名前だけ聞いたことがある」、または「聞いたことがない」が約7割であった。

表1 子どもの権利条約の認知度	人(%)
内容までよく知っている	6 (1.8)
内容について少し知っている	103 (31.1)
名前だけ聞いたことがある	179 (54.1)
聞いたことがない	43 (13.0)
合計	331 (100.0)

2) しつけに際して体罰をすることに対する認識

体罰をすることに対する認識(図1参照)は、「積極的にすべき」の回答はなかったが、「必要に応じてすべき」が1.2%、「他に手段がないと思ったときのみすべき」が16.6%で、「決してすべきでない」が約8割であった。全国調査と比較して「決してすべきでない」の割合が大幅に高い。

それに対し、「たたくこと」(図2)と表現を変えて尋ねると、女子大学生は「決してすべきでない」が「体罰をする」と比べて2割減り約6割で、全国調査と比べて割合の変化が大きい。

さらに、しつけのためにたたくべき(「必要に応じて」と「他に手段がないと思った時のみ」を含む)と回答した119名にその理由を尋ねたところ、「口で言うだけでは、子どもが理解しないから」が最も多く43.7%、次いで「その場ですぐに問題行動をやめさせるため」が26.9%であった。それらの理由に関する女子大学生の結果は、図3のように全国調査の結果と類似するものであった。

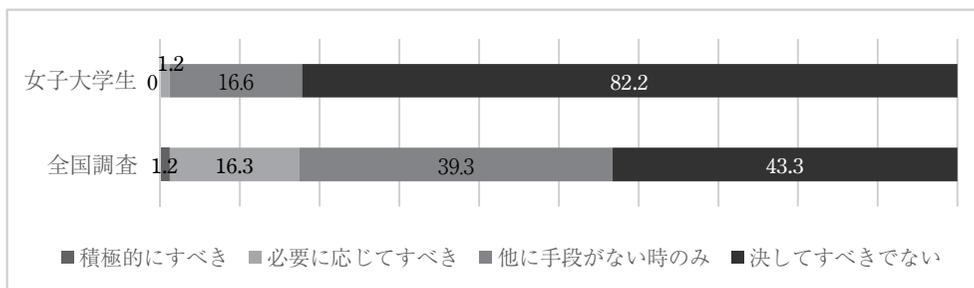


図1 しつけに際して「体罰をする」こと

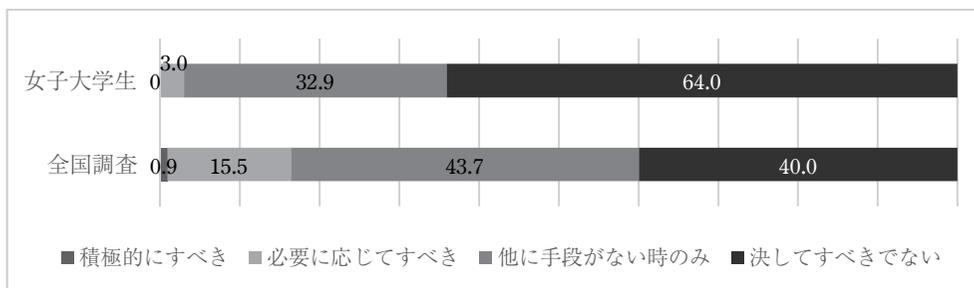


図2 しつけに際して「たたく」こと

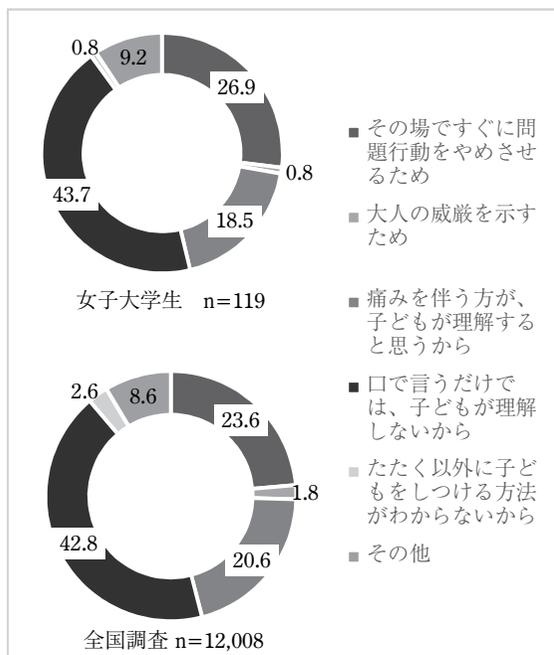


図3 子どもをたたくべきだと考えられている理由

3) たたく行為及び子どもの心を傷つける行為の内容別にみる認識の違い

① たたく行為

たたく行為に対する意識は、内容によって違いがみられ、「決してすべきでない」の割合が、「手の甲をたたく」は 52.9%、「お尻をたたく」が 65%に留まり、他の行為（79.8～97%）と比較して容認の割合が高かった（図4参照）。

さらに「手の甲をたたく」、「お尻をたたく」の容認度と体罰の容認度とのクロス分析を行った結果、体罰を「決してすべきでない」と回答している者の4割が「手の甲をたたく」を容認し、3割弱が「お尻をたたく」を容認していることがわかった（図5、6参照）。

② 子どもの心を傷つける行為

「怒鳴りつける」が、「必要に応じて」または「他に手段がないとき」容認する割合が 69.5%と最も高い。また、「にらみつける」も 35.7%で次に高かった（図7参照）。

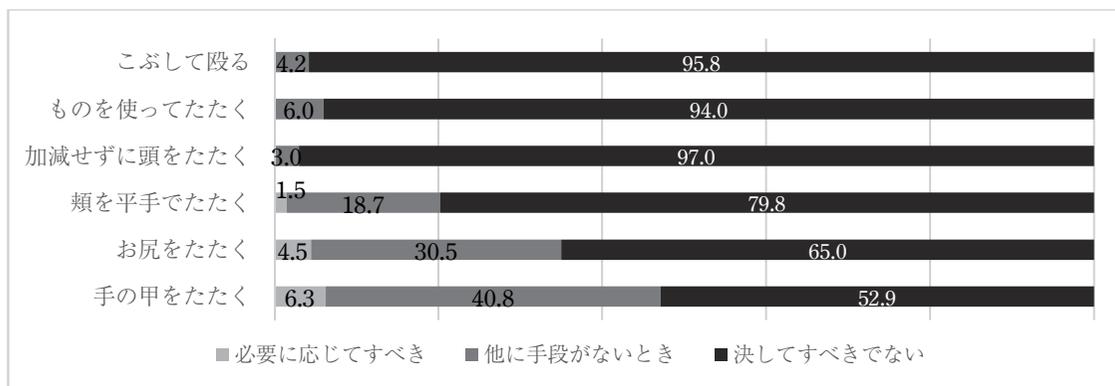


図4 しつけのためにたたく行為について

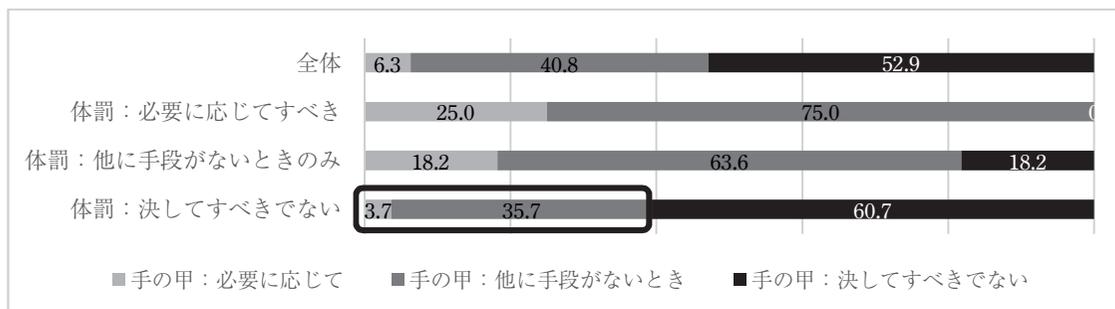


図5 体罰の容認度と「手の甲をたたく」の容認度との関係

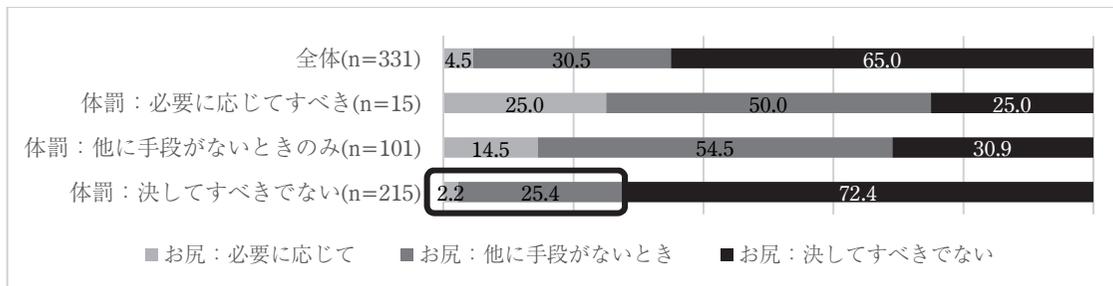


図6 体罰の容認度と「お尻をたたく」の容認度との関係

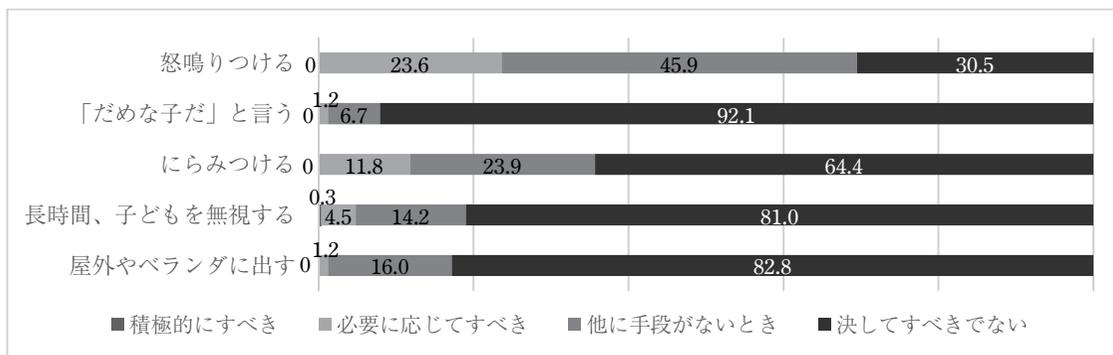


図7 子どもの心を傷つける行為について

4) 子どもの権利条約の認知度と体罰に対する認識との関係

子どもの権利条約の認知度と体罰等に対する認識との関係をみるためにクロス分析を行った結果（表2，表3参照），条約について「知っている（よく，少し）」と回答した群が，「知らない（名前だけ，聞いたことがない）」群よりも体罰及びたたくことに対する容認の割合が，統計的に有意に低かった。なお，クロス分析においては，体罰及びたたくことを「必要に応じてすべき」と「他に手段がないと思った時のみすべき」と回答した者を容認群とし，「決してすべきでない」と回答した者を否認群として比較を行った。

表2 子どもの権利条約の認知度と「体罰」の認識との関係

権利条約	体罰の容認度	
	容認	否認
知っている(よく, 少し) n=109	12(11.0%)	97(89.0%)
知らない(含 名前だけ) n=222	47(21.2%)	175(78.8%)

注) $\chi^2(1)=5.15, p=.023$

表3 子どもの権利条約の認知度と「たたくこと」の認識との関係

権利条約	体罰の容認度	
	容認	否認
知っている(よく, 少し) n=109	27(24.8%)	82(75.2%)
知らない(含 名前だけ) n=222	92(41.4%)	130(58.6%)

注) $\chi^2(1)=8.82, p=.003$

5) 子どもの頃にたたかれた経験と，しつけに際しての体罰等や子どもの心を傷つける行為に対する認識との関係

子どもの頃に親や身近な大人にたたかれた経験（表4参照）は，「全くなかった」と「1～2回あった」がそれぞれ3割強，「時々あった」が3割弱で，「日常的にあった」が3.6%であった。

表4 子どもの頃たたかれた経験 人(%)

日常的にあった	12 (3.6)
時々あった	96 (29.0)
1～2回あった	111 (33.5)
全くなかった	112 (33.8)
合計	331 (100.0)

子どもの頃に親や身近な大人にたたかれた経験が「1~2回」, 「時々あった」, 「日常的にあった」を経験あり群, 「全くなかった」を経験なし群とし, しつけのための「体罰」及び「たたくこと」の容認と否認の割合を比較した結果(表5, 表6参照), 経験あり群が経験なし群よりも容認の割合が統計的に有意に高かった。

さらに, たたく行為の内容別に意識を分析した結果, 全ての項目で経験あり群の容認の割合が有意に高かった(「こぶしで殴る」($\chi^2(1)=7.48, p=.006$), 「ものを使ってたたく」($\chi^2(1)=5.40, p=.020$), 「加減をせずに頭をたたく」($\chi^2(1)=5.30, p=.021$), 「頬を平手でたたく」($\chi^2(1)=11.39, p=.001$), 「お尻をたたく」($\chi^2(1)=15.66, p<.01$), 「手の甲をたたく」($\chi^2(1)=8.85, p=.003$))。

子どもの心を傷つける行為については, 「怒鳴りつける」($\chi^2(1)=6.14$, Fisherの直接法による $p=.016$), 「にらみつける」($\chi^2(1)=13.11$, Fisherの直接法による $p<.01$)の2項目において, たたかれた経験あり群の容認の割合が有意に高かった。

表5 たたかれた経験と「体罰」の認識との関係

経験	体罰容認度	
	容認	否認
経験あり(1,2回~日常的に) n=219	54(24.7%)	165(75.3%)
経験なし(全くなかった) n=112	5(4.5%)	107(95.5%)

注) $\chi^2(1)=20.63, p<.01$

表6 たたかれた経験と「たたくこと」の認識との関係

経験	体罰容認度	
	容認	否認
経験あり(1,2回~日常的に) n=219	97(44.3%)	122(55.7%)
経験なし(全くなかった) n=112	22(19.6%)	90(80.4%)

注) $\chi^2(1)=19.55, p<.01$

6) 体罰によらない子育ての実現のために必要なこと

子ども虐待の現状・防止や体罰禁止の法制化等に関する授業を受けた後に「体罰によらない子育ての実現のために必要なこと」について自由記述で回答を求め, カテゴリー分析した結果が表7の通りである。

最も出現頻度の高かったカテゴリーは, 「体罰禁止についての法律の周知, 広報の必要性」(65%)であった。具体的には, テレビだけでなく SNS 等を利用して広報すること, スウェーデンが牛乳パックに印刷して宣伝を行った例を参考に日本においても育児用品, お菓子等に広報をするなどさまざまなアイデアが提案された。次いで, 体罰が子どもの発達へ与える悪影響を授業で始めて知り, 「悪影響についてのエビデンスを広く世の中の人にもっと知らせるべきであると思った」など, 「体罰が子どもへ与える悪影響の科学的エビデンス, 体罰としつけの違いの周知」について記述が53%であった。また, はほぼ同割合で, 「親の不安・ストレスの軽減, 相談の場の整備, 充実」(51%)があげられた。なお,

表7 体罰等によらない子育ての実現をするために必要なこと(自由記述から)

カテゴリー	n=328
	%
体罰禁止についての法律の周知, 広報の必要性(メディアの利用, 子育て関連商品等に印刷 等)	65
体罰が子どもに与える悪影響の科学的エビデンス, 体罰としつけの違いの周知	53
親の育児不安・ストレスの軽減, 相談の場の整備, 充実	51
子育て家庭と地域社会とのネットワーク, つながりの必要性	34
子どもの発達特性を知る	27
体罰によらないしつけの仕方, 困ったときの対処法の周知	22
子育てや体罰について, 学齢期からの教育の必要性	17
妊娠期から出産後の子育てに対するサポート, 健診の活用	16
子どもの人権意識の普及	12
家族(夫, 祖父母)の育児参加	8
保育, 一時保育, ベビーシッターなど気軽に預けられる場を増やす	4
その他(性教育, 体罰を受けている子どもの相談の場の確保, 労働環境の改善 等)	21

注) %は, カテゴリーの出現頻度

親については、「母親」の記述が多かったが、「父親」や「親」の記載もまとめて集計した。

6. 考察

1) しつけに際しての体罰等の容認

①「体罰」の容認

しつけに際して体罰を「積極的にすべき」の回答はなかったが、「決してすべきでない」が約 8 割で、約 2 割は必要に応じて、あるいは他に手段がないと思ったときにのみすべきとの認識（容認）をもっていた。全国調査においては約 6 割が容認していることから、本調査の容認度は大幅に低かった。全国調査は、男女、子どもの有無が同数となり、回答者の年齢・居住地に偏りがないように抽出した成人 2 万人が対象であり、本調査の対象者は、大学 1 年生が 83% を占め、多くが成人前の年齢である。したがって、本調査と全国調査との容認割合の違いの要因としては、年代による認識の違いによる可能性が考えられるが、全国調査は年代別のデータが示されていないため、今後の検討が必要である。

②「たたくこと」の容認

本調査では、質問の仕方を「体罰」から「たたくこと」に変えると、「決してすべきでない」の認識の割合が約 2 割減少した。全国調査においては、このような減少は認められない。すなわち、本調査対象の学生たちには、「体罰」と「たたくこと」の認識にずれがあり、体罰認識の曖昧さがうかがわれた。

③しつけのためにたたく理由

しつけのためにたたく理由として「口で言うだけでは、子どもが理解しないから」が約 4 割で最も多く、次いで「その場ですぐに問題行動をやめさせるため」、3 番目に「痛みを伴う方が、子どもが理解すると思うから」と続いたが、各理由の割合は全国調査と類似の結果であった。

本調査においては、その他の内容を把握できなかったが、全国調査では、「相手に暴力をした場合に痛みをわからせるため」、「どうしてたたかれたか考えさせるため」、「自分もそうやって学んだから」、「愛情があればたたいでもわかってくれると思う」といった回答があがっている。

これらのたたく理由から、たたくことを容認する人が、子どもの発達や発達段階に応じた適切な関わり方についての知識・経験の不足やたたくことに対する誤った認識をもっていることが推察された。

④たたく行為及び子どもの心を傷つける行為の内容

たたく行為については、たたく身体の部分、あるいはたたき方によって容認度の違いが認められた。「手の甲をたたく」と「お尻をたたく」の容認度は、「こぶして殴る」、「ものを使ってたたく」、「加減せずに頭をたたく」と比べて高く、この特徴は全国調査と共通している。

注目されるのは、しつけに際して体罰をすることに対する質問で、「決してすべきでない」と回答している者のうち、「手の甲をたたく」を約 4 割が、「お尻をたたく」を約 3 割が容認していることである。対象学生が、「体罰」と「たたくこと」の認識に曖昧さをもつことがわかったが、さらに身体部位やたたき方によっての容認度に違いがみられ、手の甲やお尻であれば許されるといった認識をもちやすい傾向が示された。この傾向は、全国調査結果とも一致するものであった。

子どもの心を傷つける行為については、体罰やたたくことの容認度と同様に、全国調査よりも概ね容認度は低かったが、「怒鳴りつける」だけは、「決してすべきでない」が本調査では 31%、全国調査は 42% で、対象学生の容認度の方が高かった。その理由は、本調査では解明できなかったため今後の課題としたい。次いで容認度の高い行為が「にらみつける」(36%) であった。

2) 子どもの人権についての知識及びたたかれた経験と体罰等の容認度との関係

子どもの権利条約の認知度と、体罰及びたたくことに対する認識との関連を検討した結果から、子どもの権利条約の知識をもつ方が体罰及びたたくことの容認度が低いという結果がみられた。すなわち、子どもの人権に関する知識をもつことが、体罰等を容認しないという意識を高める可能性が示唆された。

次に、子どもの頃に親や身近な大人にたたかれた経験と体罰及びたたくことの認識の間には、たたかれた経験がある方が体罰やたたくことの容認度が高いという関係がみられた。また、この関係は、行為の内容にかかわらず、全ての行為に対する容認度について認められたことが注目される。

なお、子どもの心を傷つける行為については、「怒鳴りつける」、「にらみつける」の 2 つの行為にたたかれた経験の有無による有意差がみられた。こ

の 2 つ行為は、他の行為と比べて容認度が高い (図 7) 行為であるが、子どもの頃に他の行為と比べて多く経験しているのではないかと推察された。

世代を超えた虐待の連鎖については、多くの研究者や虐待問題に取り組む専門家たちに支持されている。Oliver (1993)⁴⁾ は、イギリスとアメリカで編集された 60 以上の研究報告書をもとに、いわゆる世代間連鎖の発生率を 30%程度と予測している。被虐待者がすべて連鎖するのではなく、精神的ストレスが高まった場合に、子ども時代と同様にわが子に対して虐待者になりうる者が 1/3 いることを指摘している。本調査は、あくまでも「子どもの頃に親や周囲の大人にたたかれた経験」を尋ねたものであり、その程度も不明である。しかしながら、たたかれた経験の有無によって体罰の認識に有意差が認められたことは、被養育体験の世代間連鎖を示唆するものであり注目に値する結果と考える。

3) 体罰等に対する意識変容を促すための方策

自由記述のカテゴリー分析の結果、体罰によらない子育ての実現のために必要なこととしてあげられた上位 2 つは、「体罰禁止の法律の周知、広報の必要性 (メディアの利用、子育て関連商品などに印刷等)」(出現率 65%)、「体罰が子どもに与える悪影響の科学的エビデンス、体罰としつけの違いの周知」(同 53%)であった。その理由としては、授業で初めて体罰禁止の法律を知り、体罰が子どもに与える悪影響を科学的なデータで学び、体罰としつけの違いを学習したことを通して、授業で学習したことをより多くの人に知らせることが重要であると述べている学生が多かった。

3 番目には、「親の育児不安・ストレスの軽減、相談の場の整備、充実」(同 51%)があげられ、それに関連する「子育て家庭と地域社会とのネットワーク、つながりの必要性」(同 34%)の指摘も多くみられた。育児の支援者をもたずに孤立している親が、育児不安やストレスが高じて体罰をしてしまうという発生要因を理解し、そのような親を支援する必要性や重要性についての言及がなされていた。

その他、子育て中の親に対しての「体罰によらないしつけの仕方、困ったときの対処法の周知」(同 22%)、「子育てや体罰について、学齢期からの教育の必要性」(同 17%)があげられたことが注目される。その理由の中には、“親からの体罰をしつけと

して思っていたのは間違いであったことをもっと早くに知りたかった”、“体罰としつけの違いを知ったので自分は決して体罰をしない。”、“体罰を知ることによって、体罰を受けている子どもが体罰から逃れることができる”などの記載があり、授業を通して自分の体験を客観的に受け止め、体罰としつけの違いについての正しい認識をもつ契機となったことがうかがえるものも含まれていた。

7. 結論・今後の課題

体罰としつけの違いや体罰が子どもに与える影響等に関する授業の前に行った調査においては、「体罰」と「たたくこと」の容認度にずれがあること、たたく行為の内容によって容認度が異なることなど、体罰に対する認識に曖昧さが存在していることが明らかにされた。しかし、授業後の調査から、学生は、体罰としつけの違いや、体罰によらない子育ての重要性を認識することができたようであった。また、学生から、しつけと体罰の違い、子どもの人権などの正しい知識をもつことの重要性についての指摘があった。さらに、それらの知識は、学齢期などのもっと早い時期に学ぶべきであるとの指摘もあったことから、今後教育の時期やあり方などを検討する必要性が示唆された。

引用文献・参考文献

- 1) 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン：子どもに対する暴力のない社会をめざして体罰を廃止したスウェーデン 35 年のあゆみ <https://www.savechildren.or.jp/scicms/dat/img/blog/1713/1412921460115.pdf>(2020.3.25 取得)
- 2) Janson, S.: Tracking Progress towards Non-violent Childhoods, Council of the Baltic Sea States Secretariat, Sweden (2018)
- 3) 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン：子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書 <https://www.savechildren.or.jp/library> (2020.3.25 取得)
- 4) Oliver, J.E.: Intergenerational transmission of child abuse : rates, research, and clinical implications. *Am J Psychiatry*, 150(9) 1315-1324 (1993)
・友田明美：新版いやされない傷、診断と治療社、東京、2 版 (2012)